

## 「いちご王国」アンバサダー設置要領

(趣旨)

第1 「いちご王国・栃木」の魅力や栃木県のいちごに関連する情報等を県内外に向け広く発信することを目的として、「いちご王国」アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。

(アンバサダーの委嘱)

第2 知事は、栃木県のいちごに精通する者や高い情報発信能力を有する者であって、「いちご王国・栃木」のブランド価値向上や魅力・実力の発信に意欲的な者に対して、アンバサダーを委嘱する。

(アンバサダーの任期)

第3 アンバサダーの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(アンバサダーの役割)

第4 アンバサダーは、自身のSNSや広報活動等により、「いちご王国・栃木」の魅力や栃木県のいちごに関連する情報等を、積極的に発信するものとする。

2 情報発信に係る費用はアンバサダーの負担とする。

(委嘱の取消)

第5 知事は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を取り消すことができる。

(1) 第4の役割を果たしていないことが判明した場合

(2) 県のイメージを毀損する行為、県民に不利益を与える行為、公序良俗に反する行為、その他アンバサダーとして不適当と認められる事由が判明した場合

(3) その他知事が不適正と認める場合

2 アンバサダーと第三者との間で生じたトラブル等については、県は一切の責任を負わない。

3 アンバサダーは、委嘱取り消しについて異議の申立はできないものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6（2024）年7月10日から適用する。